

【資料2】

13番（戸田久和議員） 13番無所属の戸田です。

この指定管理議案について質疑をいたします。

この指定管理議案で指定管理をするときの資料として就業規則、それと給与の具体金額がわかる給与規定を出しなさいということについては、何度も議会で答弁させて約束してもらったし、何度もその答弁違反を謝罪させてきたし、何度もそれを失敗事例集に取り上げさせて再発防止を研修させてきました。しかしながら、まださいの河原の石積みか、どこまで続くぬかるみか、こういうようなことで、非常に難儀をしております。

今回の議案の説明で市民生活部地域活動課の小野課長らが私に議案資料を示しながら、応募団体には議員と確認してきたとおり就業規則と給与の具体金額がわかる給与規定をちゃんと出してもらってますからと自信満々に説明しておりました。私もあれほど何度も議会で追及したんだし、謝罪させたし、失敗事例集にも載せてきたから、もうこんな簡単なことを間違はずがないと、本当に信じつつ、一応念のためと思って現物の資料を目にしていたら、応募団体の一つで今まで指定管理者をやっていたあいまちについて、基本給という言葉はあるものの、その具体金額がどこにも書かれていなかったということを見つけて、非常にあきれた次第であります。この件に関して質疑をいたします。

ただ、私はこの議案を審議する民生常任委員会のメンバーではないので、あとは民生常任委員会の議員の皆さんに委ねるほかありませんが、この非常に残念な事実について、ざっと簡単に以下の質疑だけをします。

第1項目、まず土台的な事実として、(1) 指定管理応募団体に給与の具体金額がわかる給与規定を出させることは、いつの議会答弁で実施約束されて始まったのか、そのとき求めた議員の氏名も教えてください。まあ私ですけども。

(2) どういう必要性の認識があつて、そういう決まりにしたのか。

第2項目、ところが、議会答弁で約束されたこのことが、今まで何度も繰り返して破られ、謝罪答弁や失敗事例集への掲載、職員研修がなされてきましたが、これについて、(1) 本会議や委員会で謝罪答弁が行われた時期と謝罪答弁者の肩書、氏名を挙げてください。追及したのは私ですから、いちいち言わなくて結構です。

(2) 失敗事例集に掲載された時期について、全て挙げてください。

(3) 議会答弁や、謝罪答弁ですね、失敗事例集で語られてきたところの再発防止策について、どんなものだったのか、教えてください。

第3項目、私が絶対大丈夫だろうけども、念のためと思って書類点検をしなければ、今回の失敗は露呈しないままになっていたわけですが、こういうことは議員の職員に対する信頼を著しく損ない、議員に対してうそをつくも同然の失礼なことではありませんか。全ての関係職員を代表しての謝罪を求めます。

4項目、答弁違反の書類を出されても、それを点検したどの職員もミスに気づかなかつたということは、職員研修の実効性、職員のやる気と言語理解能力、民間労働者の賃金へ

の配慮等に問題があるからではないですか。

今回の問題は、当然失敗事例集に掲載しないといけませんが、再発防止策をどのように深めて記載するのか、市の見識を問います。以上で質疑を終わります。よろしく。

森本訓史 市民生活部長 戸田議員の御質問につきまして私より御答弁申し上げます。

まず、いつの議会答弁で実施、約束されて始まったのかについてであります。2007年（平成19年）第4回定例会で当時の野口行財政改革推進部長が、「指定管理者に対する就業規則の取り扱いにつきましては、関係課との調整を踏まえながら、取り寄せるよう努めてまいります。」と答弁いたしております。

次に、どういう必要性認識があってそういう決まりにしたのかについてであります。市が指定管理や運営委託に当たる業者、団体の法令遵守を担保する必要性や、労働者の雇用の継続について、継続希望者の面接採用や地域雇用を優先し、現在従事する者の転籍等による雇用確保の必要性のためであります。

次に、議会で謝罪答弁が行われた時期と謝罪答弁者の肩書、氏名についてであります。2011年（平成23年）第2回定例会において稲毛総合政策部長が、2011年（平成23年）第4回定例会において柴田生涯学習部長が、2013年（平成25年）第4回定例会において下治健康福祉部長が謝罪をしております。

次に、失敗事例集に掲載された時期についてであります。民間委託業務などでの例もありますが、指定管理に限定いたしますと、市役所事務改善事例集が2011年（平成23年）7月より運用しておりますことから、事例発生時期で申し上げますと、2006年（平成18年）6月、2008年（平成20年）12月、2011年（平成23年）6月、2011年（平成23年）12月の4回でございます。

次に、議会答弁や失敗事例集で語られてきた再発防止策についてであります。2008年（平成20年）4月10日付の市の各種業務を指定管理者制度、民間委託等により実施するに際しての就業規則及び給与規程等の提出要請等について（通知）に基づき、業者に必要書類の提出をさせること、市の方針、議会での答弁内容等を担当課内で確認すること、提出書類にチェック項目を設けることの3点であります。

今回の提出書類の不備につきましては、指定管理の募集要項には給与金額が明確にわかるものと明記していたにもかかわらず、提出された書類の細部にわたる確認を怠ったことによるもので、決してこれまでの議会答弁を無視したものではありません。過去の議会での御指摘や市役所事務改善事例集も確認しつつ、結果的には書類の不備のまま収受したことに対し、深く反省をいたしております。

今後は、先ほど御答弁申し上げた再発防止策を遵守し、給与規定等の書類の重要性を再認識するとともに、募集要項の提出書類の項目ごとのチェックリスト作成までの一連の事務について、内容の点検を怠ることなく、一層の情報共有を図り、再発防止に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。